

2024年3月18日

日本年金機構 沼津年金事務所 御中

## 申入書（メディア公表用）

淡島ホテルグループの責任を追及する債権者の会世話人会  
代表世話人 加納晴彦

- 1 私たち淡島ホテルグループの責任を追及する債権者の会（以下「債権者の会」）は、淡島ホテルをはじめとしたグループ会社の経営破たんにより多額の被害を被ったホテル会員権保有者、債権者ら被害者で結成した被害者のグループです。その会員は約150名です。

私たちは、旧オーナーであった長田浩行氏や同氏からホテル等の事業譲渡を受けたとしてホテルの占拠を続けてきた株式会社オーロラグループの責任を追及し、被害の回復と関与者の責任追及の活動を続けています。

- 2 旧淡島ホテル（現：破産会社 AWH）は、債権者らの申立により令和1年12月20日に、静岡地方裁判所沼津支部で破産手続開始決定を受け、破産管財人の下で破産管財業務が行われてきました。

淡島ホテルは、令和5年2月3日の第5回債権者集会において、新龍国際集団（SiS インターナショナル・ホールディングス）へのホテル建物借地権及び付帯設備の売却が公表され、6年3月8日に開催された第7回債権者集会では、破産管財人から、売却条件であった自然公園法に基づく環境省の譲渡許可が得られた旨が報告されました。

- 3 ところが、参加差押を行っている貴機構との間での差押解除の交渉において、貴機構は、法律上の優先権を主張し、平成18年以降破産開始決定までの未納保険料約 [REDACTED] 円に加え、この間の延滞料 [REDACTED]（平成30年9月現在）という未納保険

料の3倍近い延滞料について、破産管財人の要請にもかかわらず、一切譲歩はしないという立場を取り、売却手続に大きな障害となっています。

4 本件は、一般の破産事件とは違い、複雑で特殊な経緯を経てホテルの売却に至り、債権者の会の会員を含めた被害者ら一般債権者にも配当手続が期待されている事案です。

(1) 淡島ホテルは、オーナーである長田浩行氏のもとで、放漫経営が続けられ、膨大な累積赤字を抱えて経営破たんをしたホテルです。

その意味で、今回の破産手続で売却換価されるホテルは、一般債権者である被害者らのお金で建築・維持されてきたホテルです。

(2) 被害者らは、訴訟や差押手続など莫大な時間と労力、費用をかけて債権の回収に努力してきましたが、これらの法的手続も回収には結び付きませんでした。

(3) 平成30年4月には、淡島ホテルの全株式が株式会社オーロラに譲渡されましたが、その後の破産手続の中で破産管財人により譲渡は否認され判決が確定しました。

その間、令和3年12月には、判決に基づく仮執行が行われ、淡島ホテルはオーロラグループから破産管財人に占有が回復され、債権者の会の支援に基づき設立された株式会社フェニックスが現在まで破産管財人の指示のもとホテルの維持保全を行っています。

(4) 淡島ホテルの売却、破産手続に時間を要したのは、オーロラグループの抵抗、妨害の排除が大きな要因であり、一般の売却は、債権者の会を始め、被害者らの破産手続への協力があつたからに他なりません。

仮に、ホテルの維持保全が実現できていなければ、ホテルの資産価値はなくなり、そもそも高額での売却、未納年金の支払いは不可能であったことは明らかで、まさに被害者らの惜しめない努力と破産管財人の活動が奇跡を生んだものです。

5 貴機構と同様に、別除権者及び多額の滞納税・延滞税を債権とし

て有する他の公租公課の権利者は、被害者らのこれまでの努力、今後のホテルの再生と地域経済への貢献を理解し、破産管財人の要請に基づいて遅延利息や延滞税について大幅な減免に応じています。

しかし、唯一貴機構のみが、破産管財人の要請を頑なに拒否している状況で、利害関係者でもある債権者の会は、このような貴機構の対応を看過することはできません。

上述したように、未納保険料の回収そのものが奇跡的な事案である一方、延滞料（14.6%）は法律上の権利ではあるものの、実損として発生しているものではありません。しかも、解決までに長期に及んだ原因は、旧オーナーの怠慢とオーロラグループの妨害に起因するものであり、これを被害者ら一般債権者のみに不利益を押し付けることは社会的道義に反します。

- 6 破産管財人の延滞税の減免に応じた要請に応じた他の公租公課の権利者との関係でも、不平等な事態が生じさせ、これまでの破産手続における破産管財人の換価及び解決の努力の成果を著しく減ずることになります。

年金・社会保険制度は、保険料を納付する国民の協力と理解があって初めて円滑に運用できる制度です。貴機構の対応は、大局的にみて、年金制度への国民の協力支持を得られるものとは思われません。

また、貴機構の今回の頑なな対応は、今後同種の破産手続にも影響を与えかねず、滞納社会保険料の壁を理由に、本来破産手続による法人等の整理手続が望ましい事案について、手続選択が躊躇される事態を招きかねません。

- 7 以上の通り、債権者の会は貴機構の破産管財人に対する延滞金減免要請拒否の対応に厳重に抗議するとともに、延滞金減免について再考されることを強く要請するものです。

以上